

<p>事例項目</p>	<p>納付された市税の入金処理の取り扱いについて <不十分な確認による誤った入金処理></p>
<p>事例発生時期</p>	<p>平成21(2009)年11月</p>
<p>担当課</p>	<p>総務部 納税課</p>
<p>事例概要</p>	<p>発生までの経過</p> <p>①A社が納付した平成21(2009)年度分(7月～翌年5月分)の市民税を、A社によく似た社名であるB社が納付したものと、処理を行った。 ②10月1日にA社に対し、7月分の督促状を発送した。 ③10月6日には、A社からその督促状に基づく入金があった。 ④11月2日、A社に対し、8月分についても督促状を発送した。 ⑤11月11日にA社から「納税しているにもかかわらず、なぜ督促状が送付されてくるのか」との問い合わせがあった。 ⑥この時点において、A社の納付分をB社の納付分として、誤って入金処理を行っていたことが判明した。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>・11月12日、A社に説明のうえ謝罪し、A社が納付した7月分の納付額を還付した。</p>
<p>発生原因</p>	<p>・手入力の入金処理の際に、納付書に記載されている会社名・特別徴収番号・金額の確認を怠った。</p>
<p>再発防止対策</p>	<p>①入金処理作業については、二重のチェック体制を確立し、確認作業の強化を図る。 ②定期的にミーティングを実施し、職員間で作業の再確認と注意喚起を徹底する。</p>